



高齢者の精神機能と意思能力判定

翠会和光病院

齋藤正彦

【略歴】

(学歴・職歴)

1980年 東京大学医学部医学科卒業

東京大学医学部附属病院精神神経科にて研修の後、東京都立松沢病院精神科医員、ロンドン大学精神医学研究所研究員等を経て、1991年から98年まで、東京大学医学部精神医学教室講師。1998年6月から2006年7月まで、医療法人社団慶成会関連施設で老年医療の研究と臨床に従事、2006年8月、翠会和光病院顧問、2006年10月より、翠会和光病院院長

(主な研究テーマ)

精神障害に関する法制度・行政政策、老年期認知症ケアのサポートシステム

(主な著書、編著)

- 1) 臨床精神医学講座(12)「精神医学と法」(編著), 中山書店
- 2) 臨床精神医学講座(s.5)「精神医療におけるチームアプローチ」(編著), 中山書店
- 3) 今日の高齢期痴呆治療(共著), 金剛出版
- 4) 新老年学(共著), 東京大学出版会
- 5) 痴呆介護の100箇条, ワールドプランニング
- 6) Caring for the Elderly in Japan and the U.S.(共著), Routledge
- 7) 親の「ぼけ」に気づいたら, 文春新書
- 8) チームアプローチのための老年期精神医学, 新興医学出版社

1. 高齢者と司法

1) 一般刑法犯検挙人員の推移(年齢層別)

- ・高齢者の刑事犯罪: 過去20年間に大きく増加
- ・平成元年と20年を比較(高齢人口は約2倍)
 - 殺人4倍, 強盗13倍, 暴行42倍, 傷害8倍, 窃盗6倍, 遺失物横領14倍
- ・刑法犯起訴猶予率(罪名別・年齢階層別): 高齢者では約60%が起訴猶予

2) 高齢者が被害者となった詐欺事件の認知件数(警察庁調べ)

- ・振り込め詐欺被害者の過半数は高齢者
- ・「オレオレ詐欺」被害者の65.3%
- ・還付金等詐欺被害者の56.3%
- ・高齢者の消費者トラブル被害は10万件超: 相談の17.2%が家庭訪問, 9.2%が電話勧誘

2. 高齢者の意思能力

1) 意思決定の加齢変化

- ・感覚機能の低下 + 運動機能・社会的接触機会の劣化: 受容する情報の質の劣化, 量の低下
- ・全般的な情報解析機能の劣化: 思考・判断の遅延等, ワーキングメモリの機能低下
- ・注意の劣化(選択的, 焦点的, 持続的, 分割的注意): 現実場面で能力を発揮できない
- ・高齢者独特の認知の傾向: 高い認知能力が要求される方法を敬遠する, 権威ある人の意見に同調しやすい, 妨害がある時の機能低下が著しい

2) ワーキングメモリの老化

- ・ワーキングメモリ: 短期のエピソード記憶に加え, 必要な情報を長期記憶貯蔵庫から引き出し, 同時に賦活化しながら, 眼前の課題に対する買いを得るための作業をする装置
- ・ワーキングメモリの正常老化: 容量が減少し, 賦活された情報の抑制が難しくなる
- ・ワーキングメモリの老化と振り込め詐欺: ワーキングメモ

リーの老化に加え、高齢者は、若年者に比較して、聴覚（言語）指示と視覚（文字）指示の負荷のギャップ大きい、慣れない作業がワーキングメモリーの容量をさらに低下させるなどの特性をフルに活用している

3) 行動統御の加齢変化

- ・激しい感情，心理的負荷の下で，自制困難が顕在化：脳の器質的な老化を基礎とした機能低下
- ・困難な状況下で，負荷の少ない方法を選ぶ：権威による誘導に乗りやすい，記憶力，判断力の欠損を経験的な文脈で補う
- ・日常の行動と非日常的な事態における行動の落差が大きい

4) 民事，刑事鑑定と精神機能の加齢変化

- ・「年齢相応」は「正常」とは言えない
- ・正常か異常かで責任能力を区別する方法は，超高齢社会では無意味

3. 成年後見制度の現状と課題

1) 成年後見関係事件の概要（平成 22 年）から

- ・市区町村長申し立てが増加（全体の 10.3% 件数で前年比 25.8% 増加）
- ・身上監護（20.1%），介護保険契約（7.3%）を申し立ての理由にする事例が増加
- ・介護保険契約目的 市区町村長申し立て
- ・審理のスピードアップを口実にした鑑定実施率の著しい低下（17.7%）

2) 成年後見鑑定運用上の問題点

- ・身上監護（成年後見契約を含む）のための市区町村申請が増加：代理権を使った『行政の責任逃れ』
- ・鑑定，面接を省略の日常化：審理簡素化を隠れ蓑にした『司法の手抜き』
- ・成年後見制度は，国民の基本的な人権の制限と引き換えに保護を与える制度，成年後見制度はもろ刃の剣

3) 検討を要する事柄

- ・身上監護義務と身上監護権の峻別：本人が望まない介護サービスについて，行政措置の代わりに代理権を行使するのは誤り
- ・なし崩し的な鑑定，面接省略が既定事実化：審判の妥当性の検証をするのは司法の責任
- ・「補助」類型，即時型任意後見の構造的矛盾：代理権等に関する同意能力はどこで評価するのか
- ・病的な能力低下だけを対象としていたのでは高齢者保護はできない

4. 終わりに

- ・司法精神医学の分野で，高齢者の『年齢相応』は『障害なし』を意味しない
- ・刑事，民事を問わず，高齢者問題は司法における重要な課題

になりつつある

- ・現行司法制度は、過半数の高齢者が、家族という緩衝帯なしに世間と対峙するという事態の前では機能不全に陥っている
- ・司法精神医学は、高齢者の能力評価の方法を再考する必要がある